

令和6年度

第2回 浜松市国民健康保険運営協議会

日時： 令和6年11月26日（火） 午後7時

場所： 浜松市役所 北館1階 101・102 会議室

1 前回答申に対する令和6年度の取組みについて

(1) 保険料収納率向上対策

ア アクションプランの進捗状況

指 標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年分収納率	目標	93.60%	94.00%	94.00%
	実績	93.87%	93.69%	39.32%*
口座振替率	目標	64.80%◇	65.00%◇	48.33%
	実績	65.02%◇ (46.92%)	64.45%◇ (47.98%)	47.99%*
累積滞納額	目標	21.8億円	18.8億円	21.5億円
	実績	23.5億円	21.9億円	-億円*

◇令和5年度までの口座振替率（目標及び実績）には特別徴収（年金天引）を含む

※令和6年9月末現在

- ・現年分収納率…対前年同月比▲0.13ポイント
- ・口座振替率 …対前年同月比+0.01ポイント

イ 令和6年度 of 主な取組み

(ア) 「現年分収納率の向上」「口座振替登録世帯率の向上」「累積滞納額の削減」の3点を重点目標とし、浜松市国民健康保険料収納対策基本方針（2024-2029）に基づき新たな収納率向上対策の取り組みを始めた。

(イ) 現年分収納率の向上

現年分収納率を向上させるためには、口座振替登録世帯を増やすことが重要であるため、国保加入手続き時等に「ペイジー口座振替受付サービス」、「Web口座振替受付サービス」勧奨に取り組んでいる。

- ・新規口座振替登録世帯数（上半期）：4,570世帯（前年同月比367世帯増）

(ウ) 二重加入者に対する脱退手続き勧奨

被用者保険との二重加入者に対して脱退手続きの勧奨を行い、資格の適正化及び調定額の削減に努めている。

(エ) 滞納整理の推進

滞納初期の段階で財産調査を行い、納付資力があるにもかかわらず納付されない場合には、厳正かつ速やかな財産差押えを行っている。

(2) 保健事業及び医療費適正化対策

ア データヘルス計画の進捗状況

主な指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定健診受診率	目標	46.0%	50.0%	35.0%
	実績	32.5%	33.3%	10.8%*
特定保健指導実施率	目標	28.0%	32.0%	16.5%
	実績	15.7%	14.2%	0.5%*
後発医薬品使用率 (数量ベース3月診療分)	目標	83.0%	84.0%	85.0%
	実績	83.8%	85.0%	85.9%*

◇令和5年度までは第2期、令和6年度からは第3期データヘルス計画の設定目標

※令和6年9月末現在

- ・特定健診受診率 …対前年同月比▲0.9ポイント
- ・特定保健指導実施率…対前年同月比▲0.6ポイント
- ・後発医薬品使用率 …対前年同月比+1.2ポイント

イ 令和6年度 of 主な取組み

(ア) 特定健診受診率向上対策

特定健診の周知啓発と個別の受診勧奨通知の発送を実施した。周知啓発ではSNSの広告媒体を通じた啓発を行った。個別の受診勧奨通知の発送ではAI分析による対象者の特性に応じた通知を作成するとともに、国保新規加入者や40～50歳代の加入者への休日健診の案内もあわせて実施した。

(イ) 生活習慣病予防対策

特定保健指導未利用者に対し、オンラインによる特定保健指導を毎月案内し、利用率の向上に努めている。糖尿病治療中断者や特定健診の結果生活習慣病が疑われる被保険者に対し、受診勧奨通知を送付し、未受診が続く場合には家庭訪問による受診勧奨等を実施している。

(ウ) 後発医薬品使用促進

後発医薬品に切り替えた場合に差額が単月で300円以上になる方に対して、後発医薬品差額通知を7月、9月、2月に発送。(7月：789通、9月：673通)

また、国民健康保険被保険者証の発送時に、後発医薬品希望シールを同封した。

(エ) 医療費通知

被保険者個人に宛てて、保険診療の履歴をはがきで発送。概ね2か月に1回送付し、通知の目的を示すとともに、診療年月、医療機関名、医療費全額、窓口負担額等をお知らせする。

2 国民健康保険事業特別会計の収支について

(1) 令和6年度及び令和7年度の収支見込み

<歳入>

(単位：百万円)

科目	R5決算	R6見込	R7見込	備考
①保険料	14,983	14,692	14,157	料率据置き、現年分収納率94.10%、被保険者数減で見込む
②国庫支出金	2	58	468	システム標準化に対する財政支援
③県支出金	52,132	52,051	51,267	
普通交付金	50,981	50,916	50,215	歳出②保険給付費見込額に伴う減
特別交付金	1,151	1,135	1,052	
④一般会計繰入金	4,625	4,460	4,580	歳出①総務費見込額に伴う増
⑤繰越金	3,011	2,221	1,200	
⑥その他	179	286	226	
計	74,932	73,768	71,898	

<歳出>

科目	R5決算	R6見込	R7見込	備考
①総務費	342	371	1,024	臨時のシステム改修による増
②保険給付費	51,182	51,117	50,415	
③事業費納付金	20,516	19,802	19,500	
④保健事業費	486	602	516	
⑤保険料還付金	52	65	70	
⑥償還金	133	232	300	普通交付金の過年度精算の増を見込む
⑦その他	0	0	73	
計	72,711	72,189	71,898	

(2) 主な指標の推移

区分	令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度見込		令和7年度見込	
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		対前年度比
被保険者数 (人)	147,380	0.96	140,217	0.95	134,000	0.96	129,000	0.96
保険料収入額 (百万円)	15,590	※ 0.92	14,983	0.96	14,692	0.98	14,157	0.96
事業費納付金 (百万円)	21,113	0.99	20,516	0.97	19,802	0.97	19,500	0.98

※料率改定等によるもの

(3) 浜松市国民健康保険事業基金について

ア 市町保有基金の通例的な活用方法

- (ア) 保険料における、年度間の負担平準化・激変緩和・上昇抑制の財源
- (イ) 一人当たり事業費納付金の上昇等、負担増による収支不足に対する財源
- (ウ) 不測の事態への備え

イ 基金残高

令和5年度末残高 2,185 百万円

ウ 過去10年間における主な動き

- (ア) 法改正に基づく算定方式の変更及び資産割の廃止に伴って、平成25年度から保険料激変緩和措置を3か年行い、その財源として3年間で計30.4億円の取崩を行った。
- (イ) 平成29年度料率引上げにあたり、被保険者の負担緩和のため、収支不足見込額の約2分の1にあたる4.8億円の取崩を行った。
- (ウ) 平成30年度への繰越額が33億円あり、その約2分の1にあたる17億円を平成30年度に積み立てた。

エ 今後のあり方について（活用例）

- (ア) 一人当たり事業費納付金の伸びの抑制

事業費納付金総額は被保険者数の減に伴い減少しているが、被保険者の高齢化、医療の高度化により一人当たり事業費納付金は上昇傾向にあり、そのため、事業費納付金の算定過程において、「前年度の一人当たり納付金×過去5年間の一人当たり納付金の平均伸び率」を超える分については、県が財政安定化基金を充て、伸び率を一定に保つ取組みを行っている。

その結果、伸び率は一定になるものの、上昇基調は続くため、「前年度の一人当たり納付金×過去5年間の一人当たり納付金の平均伸び率」分に、保有額の範囲内で基金を充てる。

【参考】県の財政安定化基金（財政調整事業分）充当後の一人当たり納付金の推移

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)
県内一人当たり納付金額	142,047 円	145,445 円	147,773 円
過去5年間の平均伸び率	2.4%	2.4%	1.6%

- (イ) 子ども・子育て支援納付金不足分への充当

全国の医療保険で負担する子ども・子育て支援金は、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入される予定であり、被保険者が負担する子ども・子育て支援金分保険料についても、令和8年度から10年度にかけて増額が見込まれる。

料率の頻回改定を回避し、被保険者の負担軽減を図るため、子ども・子育て支援金分保険料を充ててもなお支援金に不足が生じる場合に、保有額の範囲内で基金を充当する。

【参考】国の試算（令和5年度）

支援納付金額の見込

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全国の医療保険者の総額 （公費負担を除く）	0.6兆円	0.8兆円	1兆円

医療保険加入者一人当たり支援金額（平均月額）の見込

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医療保険制度平均	250円	350円	450円
協会けんぽ	250円	350円	450円
国民健康保険（市町村国保）	250円	300円	400円
後期高齢者医療	200円	250円	350円

(ウ) 保険料負担の緩和

保険料の料率引上げ、算定方式の変更等において、時限的に保険料激変緩和対策を実施する場合には、保有額の範囲内でその財源とする。

(エ) その他

- ・ 県内保険料水準の完全統一への移行過程において、市町村保有基金の取扱いについても県内で協議がなされ、用途の限定が見込まれることから、基金規模の大幅な増嵩は避け、積立を行う場合には、その先の用途見込みを明確にした上で行う。
- ・ 被災等予期しない要因による収支不足が発生した場合は、保有額の範囲内でその財源とする。併せて、県の財政調整基金からの借入、災害の程度により設けられる臨時的財政支援等の活用を図る。